



島根県報

令和3年1月8日(金)

号外第2号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第13号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考			
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長					
県 道	安来伯太日南線	安来市伯太町峠之内693番11地先から同887番5地先まで	前	A	メートル 7.00～15.00	89.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 廃道		
				B	10.00～30.00				50.00	
			後	B	10.00～30.00	50.00				
〃	〃	安来市伯太町峠之内887番5地先から同703番1地先まで	前	A	4.00～14.00	399.00			松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 廃道
				B	9.00～25.00	290.00				
			後	B	9.00～25.00	290.00				
〃	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1178番9地先から同町1177番8地先まで	前	A	8.76～40.90	427.30	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ		
				A	8.76～40.90	427.30				
			後	B	9.80～78.20	371.80				

島根県告示第14号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	松江市美保関町森山1469番3地先から同675番2地先まで	メートル 121.80	令和3年 1月8日	松江県土整備 事務所	
県道	本庄福富松江線	松江市大海崎町字障子谷558番3地先から同町字石場459番1地先まで	203.00	令和3年 1月8日		
〃	邑南美郷線	邑智郡邑南町宇都井2120番3地先から同番5地先まで	88.00	令和3年 1月8日	県央県土整備 事務所	